

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協 定 の 名 称		上田市中央通りまちづくり協定
協 定 に 係 る 区 域		上田市中央1丁目～3丁目（中道通り沿道 約800m）
協 定 者 / 運 営 会 等		112 名 / 上田市中央通りまちづくり協議会
認 定 日 / 番 号		平成15年8月7日 / 第142号
協定内容・主な基準		
建築物	用 途	・1階部分は原則として商業系施設とし、住宅等の非商業系施設は避けるとともに、風俗営業等の風紀を乱す施設は禁止する。
	配 置	・来街者のための滞留スペースを極力確保するよう壁面後退に努める。 ・主要道路交差点付近及び路線バス停留所前においては、建物1階部分を1m程度後退し、歩行者の滞留スペースを確保するよう努めるとともに、壁面後退部分の地盤高や仕上げは、前面道路との連続性を図る。 ・大規模共同店舗等においては、建物の入口廻り等に小広場を設けるよう努めるものとし、上層階が集合住宅で階数が5階を超えるものは、住宅部分の壁面を店舗部分より3m以上後退する。
	形態等	・狭小な建物等については、高度化・効率化利用を図るとともに、良好な街並み形成を考慮して、共同化に努める。 ・外壁のデザイン、材質、色については、街並み景観との調和を考慮して、どぎついデザインや外壁の基調色に原色を使用することを避ける。 ・小売店舗は、極力開口部を広く取り、閉店後のウインドウショッピング等が楽しめるようシースルーシャッターの使用やショーウインドウ化に努め、夜間照明にも十分配慮する。
広告物等	共 通	・街並みデザインとマッチしたものとする。
	突出看板	・設置個数は、原則として1建物1個とする。（テナントビルも1か所に集約する。） ・看板面積は、1面5㎡以下（全面合計で10㎡以下）とする。 ・建物壁面からの出幅は1m以下とする。 ・看板高さ（下端）は、路面から2.5m以上（歩道がある場所）又は4.7m以上（歩道がない場所）とする。 ・形態意匠は、街並みに合わせたデザインの飾り看板とする。
	壁面利用看板	・建物壁面からはみ出さず、かつ、窓面を覆わないものとし、1壁面に2個までとする。 ・看板面積は、表示する建物の屋根及び壁面の垂直投影面積の1/5又は15㎡のいずれか小さい方を限度とする。

広告物等	屋上利用看板	・極力避けるものとし、縦長看板は禁止する。
	置看板等	・設置場所は敷地内とする。 ・高さ3m以下、表示面積1面 0.5 m²以下かつ合計1 m²以下とする。
	日よけ	・街並みデザインとマッチしたものとする。 ・建物壁面からの出幅は1m以内とする。 ・日よけ高さ（下端）は、2.5m以上とする。（歩道のある場所に限る。） ・素材は、布、ビニール等で難燃性のものとし、色は信号機表示と区別できるものとする。 ・日よけには広告物等を添加せず、形態意匠は街並み景観に配慮する。
維持管理	道路施設	・歩道の清掃は、原則、毎日実施し、必要に応じて街路樹のかん水、落葉の清掃等を行う。
	ごみ処理	・街区ごとに、ごみ収集のための場所を定めるとともに、指定された収集日に整然と出すものとする。
	荷捌き	・各店舗への荷捌きは、来街者の多い時間を避ける。
	除雪	・降積雪時の除排雪は、行政機関の協議に基づき、各自の責任において決められた方法や時刻に行う。
	その他	・アダプトシステムに係る協定を結び、街並みの美化・清掃に協力する。
その他		・自動販売機は建物敷地内に設置するものとし、道路上には設置しない。 ・自動販売機の色等のデザインは、派手な色使いを避け、落ち着いたものとするよう努める。 ・駐車場の出入口は集約を行い、歩道横断部分を極力減らすとともに、通りに面する部分については、緑化等の修景に努める。

周辺写真

